

令和5年度松山市プレミアム付商品券事業（第2弾） 取扱店舗募集要項

本要項は、物品の販売及びサービスの提供を反復継続的に行う施設（以下「店舗」という。）を令和5年度松山市プレミアム付商品券事業（第2弾）の対象店舗（以下「取扱店舗」という。）として登録するための要件、遵守事項、不正受給への対応等を定めるものである。

本要項に違反し、不正受給が判明した場合は、「不正受給額」「不正受給額の2割に相当する額」「延滞金（不正受給の日の翌日から納付の日まで年3分）」の合計額を請求するとともに、不正事案の公表や警察へ告発するなど必要な措置を行う。

1.事業内容

・令和5年度松山市プレミアム付商品券事業（第2弾）は、取扱店舗で松山市プレミアム付商品券事業実行委員会（以下「委員会」という。）が発行したプレミアム額を付加したまつやまプレミアム付商品券（第2弾）（以下「商品券」という。）を用いた決済を行う事業（以下「商品券事業」という。）及び委員会が指定したキャッシュレス決済サービスを利用した者に対し支払額に応じたポイントを還元する事業（以下「キャッシュレスポイント還元事業」という。）とする。

取扱店舗は、商品券事業のみの参加、キャッシュレスポイント還元事業の一部の決済サービスでの参加も可能である。

(1) 商品券事業概要

名称	まつやまプレミアム付商品券（第2弾）
プレミアム率	25%
1セットの内容	5,000円（500円券×10枚）
販売価格	1セット 4,000円
発行総数	510,000セット
発行総額 （総プレミアム額）	2,550,000,000円 （510,000,000円）
販売引換期間	令和6年3月中旬～6月中旬（予定） ※2次販売を含む
利用期間	令和6年3月中旬～令和6年7月下旬（予定）

※第1弾で発行した商品券は利用不可

(2) キャッシュレスポイント還元事業概要

決済手段	委員会が指定した決済サービス
ポイント還元率	25%
還元上限	1 対象キャッシュレス決済サービスあたり 2,500 円相当/回・月（予定）
対象店舗	対象キャッシュレス決済サービスを導入している市内店 舗 ※本事業の対象外店舗を除く。
利用期間	令和 6 年 3 月上旬～令和 6 年 6 月下旬（予定）

2.取扱店舗の登録

- (1) 取扱店舗となることを希望する事業者は、委員会に申請し、委員会の審査を経て登録される。ただし、キャッシュレスポイント還元事業の取扱店舗は、各キャッシュレス決済事業者において審査が行われ、委員会の確認を経て登録される。
- (2) 申込期間
ア.商品券：令和 6 年 2 月 7 日～令和 6 年 5 月頃（予定）
イ.キャッシュレスポイント還元事業：令和 6 年 2 月 7 日～利用期間内（予定）
- (3) 登録手数料：無料（ただし、対象キャッシュレス決済サービスへの登録手数料その他の費用は、各キャッシュレス決済事業者を確認すること。）

3.取扱店舗資格

- ・取扱店舗となるための要件は、次のとおりとする。
 - (1) 愛媛県松山市に所在する店舗であること。
 - (2) 本事業の利用期間を通して取扱店舗として参加できること。（ただし、定休日、休業期間は除く。）

※ただし、食料品や日用品など、生活必需品の買い物が困難な市民が市内で利用する店舗等（移動販売車等）であって、委員会が特別に認める場合は、この限りではない。

4.対象外となる取扱店舗（欠格条項）

- ・「3.取扱店舗資格」に該当する店舗であっても、次に掲げるものは対象外とする。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う店舗（ただし、宿泊施設や料亭等、明らかに宿泊や飲食の提供等が主目的であり、取扱店舗として適切と判断される店舗はこの限りでない。）
 - (2) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う店舗
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している店舗その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している店舗（事業主が暴力団等と類似の関係をもつ場合を含む。）

- (4) 事業実施期間に限って、事業内容を行うなど、専ら本事業の取扱店舗となることのみを目的として、事業内容等を変更していると認められた店舗
- (5) 愛媛県松山市内に固定店舗を持たず、自動車による営業、露天販売その他移動販売を行う者。ただし、愛媛県松山市内に固定の店舗を持ち販路拡大のために同営業を行っている者及び食料品や日用品など生活必需品の買い物が困難な市民が市内で利用する店舗等（移動販売車等）であると委員会が特別に認める場合は、この限りではない
- (6) 「5.本事業の対象とならない取引」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗
- (7) 過去の消費喚起策（令和2年度松山市プレミアム付飲食券事業、令和3年度松山市プレミアム付商品券事業、令和4年度愛媛県・松山市連携プレミアム付商品券事業、令和5年度松山市プレミアム付商品券事業）で違反等により、取扱店舗資格を取り消された店舗
- (8) その他委員会が適当と認めない店舗

5.本事業の対象とならない取引

・本事業の対象外となる取引は、次に掲げるものとする。

- (1) 愛媛県松山市内でサービスが完結しないもの（市外への旅行代金を市内の取扱店舗で支払う場合等）
- (2) 自社商品や役務への支払い
- (3) 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス（LPガスを除く。）・水道料金等）
- (4) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (5) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (6) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (7) 土地や家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く。）等の不動産に係る支払い
- (8) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に係る支払い
- (10) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (11) 商品券の交換又は売買
- (12) 健康保険法（大正11年法律第70号）、介護保険法（平成9年法律第123号）その他関係法令による保険診療、介護保険サービスに関する費用
- (13) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校に支払う入学金・授業料等
- (14) 本事業の趣旨にそぐわないもの

6.遵守事項

・取扱店舗は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 本事業の取扱店舗となるため届け出る事項(キャッシュレス決済サービスへの申し込み情報を含む。)については、虚偽の内容を記入してはならず、届出事項の変更があった場合は遅滞なく委員会に申請しなければならない。
- (2) 取扱店舗であることが明確になるよう、委員会、キャッシュレス決済事業者より配布する告知ツール(ステッカー、ポスター等)を利用者がわかりやすい場所に掲示しなくてはならない。
- (3) 取扱店舗において、本事業の対象としない商品を独自に定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう明示しなければならない。
- (4) 商品券の換金前には専用マイページにて所定事項を申請しなければならない。
- (5) 利用期間内に受領した商品券の換金については、換金申請期間内及び委員会が指定する換金先の運営時間内に、換金伝票及び使用済商品券を到着させなければならない。なお、換金申請期間を超えた換金伝票及び商品券の到着及び申請には応じない。
- (6) 換金申請額と入金額の差異が発生した場合に備え、換金伝票の控及び商品券の店舗控は取扱店舗にて本事業期間中必ず保管しなければならない。なお入金から2週間を過ぎた場合は、取扱店舗からの異議申し立てを行うことはできない。
- (7) 換金申請する商品券において、破損や汚れによりバーコードや券ナンバーが識別できない場合は換金の対象外とする。また、裏面の店舗印押印がないもの、識別できないものも同様に換金の対象外とする。
- (8) 本事業に関して、委員会から改善要請等があった場合は、これに従わなければならない。
- (9) 自ら又は第三者を利用して次に掲げるいずれの行為も行ってはならない。
 - ア.暴力的な要求行為や法的に責任を超えた不当な要求行為
 - イ.取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ウ.風説を流布し、偽計又は威力を用いて委員会の信用を毀損し、又は委員会の業務を妨害する行為
 - エ.その他アからウまでに掲げる行為に準ずる行為
- (10) 愛媛県や松山市の新型コロナウイルス感染症の感染対策に協力しなければならない。
- (11) 本事業に関し、苦情や紛争が生じ、取扱店舗の責めに帰すると認められる場合、自ら解決に努めなければならない。
- (12) 取扱店舗がキャッシュレス決済サービスを契約する場合は別途定める各社の加盟店規約等に従って運用を行わなければならない。
- (13) 本事業のロゴや販促物のデザインを利用して、販促物を作成するときは、予め委員会の許可を得なければならない。なお、委員会の許可は、景品表示法、その他の法令に適合していることを保証するものではない。作成者の責任において利用すること。

7.同意事項

・本事業に参加する取扱店舗は、次に掲げる事項に同意しなければならない。

- (1) 委員会が求めた場合には、営業許可証、確定申告の写し等の営業の実態を確認できる

書類を提出すること。

- (2) 委員会が本事業の内容等について調査する場合、事業者及び取扱店舗に通知し、事務所及び店舗に立ち入ることができることとし、事業者及び取扱店舗は委員会からの申し出に対し必ず応じること。
- (3) 商品券並びに各キャッシュレス決済事業者が発行する電子マネー及びポイントを返金・返品、転売、譲渡、現金への換金及び金融機関への預け入れをしないこと。ただし、電子マネーの返金についてキャッシュレス決済事業者において認めている場合はこの限りでない。
- (4) 商品券は、額面金額以上の支払いに利用できること。ただし、利用者が釣銭を支払われない旨を承諾した場合はこの限りでない。
- (5) 商品券のみを用いた決済をした場合、釣銭を一切支払わないこと。
- (6) 商品券の盗難、紛失、破損又は偽造、模造等に対しては、委員会では一切責を負わないこと。
- (7) 商品券は印字された利用期間に限り利用可能とし、期限を徒過したものは無効とすること。ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により、本事業の利用期間が変更された場合を除く。
- (8) 事業者は、取扱店舗として届け出ている店舗を除いて商品券を受け取ってはならず、受け取った場合でも換金の対象外となること。

8.取扱店舗が届け出た情報の取扱い

・取扱店舗は、本事業に関し届け出た情報（個人情報や法人情報、提出された画像、決済情報を含む。）につき、以下の取扱いに同意する。

- (1) 委員会及びその委託先事業者の業務に必要な範囲内において無償で使用すること。
なお、委員会及びその委託先事業者は、個人情報については個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び委託先事業者における個人情報保護方針に基づいて取り扱うものとする。
- (2) 本事業の運営、広報、キャッシュレスポイント還元事業の案内や本事業に関する加盟店登録に使用すること。
- (3) 個人情報及び公表されていない法人情報を除く情報は、取扱店舗に事前告知を行わずに公表することがあること（匿名化処理を行い、統計として公表することも含む。）。
- (4) 委員会内で情報を共有すること。

9.本要項に違反し、又は違反のおそれがある場合の対応

- (1) 違反のおそれがある場合、委員会は次の対応を行うことができる。
 - ア.本要項の違反を確認するため、委員会は帳簿等の証拠書類の確認、店舗への立入検査を行うこと。
 - イ.商品券の換金等及びキャッシュレスポイント還元事業における支払等を一時的に停止すること。

- (2) 委員会は、次の事由が生じた場合には(3)の対応を行うことができる。
- ア.事業者が商品券の換金等について詐欺を行い、又は行おうとした場合
 - イ.事業者の申請内容に虚偽又は重大な誤りがあった場合
 - ウ.事業者が暴力的行為又は脅迫的言辞を用い、不当に換金等を請求した場合
 - エ.委員会の信頼を損ない、取扱店舗契約の存続を困難とする重大な事由が事業者にある場合
 - オ.キャッシュレス決済事業者が自己の加盟店規約に違反していると判断した場合
 - カ.実際には取引がないにもかかわらず、決済を行ったように見せかけ、事業者、店舗の関係者などが本事業を利用し、不当に利益を得ていると認められる場合
 - キ.本事業を利用し、不当に利益を得ることを目的として、本来一取引で決済を行うべき取引を複数回に分けていると判断した場合
 - ク.事業者が本事業を利用して不正に利益を得ていると委員会又はキャッシュレス決済事業者が判断した場合
 - ケ.その他本要項に違反する行為が認められる場合
- (3) (2)の事由が生じた場合の対応
- ア.商品券事業
 - (A) 何ら催告なく、取扱店舗資格を取り消す。
 - (B) 商品券の換金を行わない。
 - (C) 既に換金を行っていた場合は、(2)の事由により不正受給として委員会が返還を求めた額に、当該返還を求めた額の 2 割に相当する額及び不正受給の日の翌日から納付の日まで年 3 分の割合で算定した延滞金を加えた額を請求する。
 - (D) 不正事案(事業所の名称、所在地、事業主氏名、代表者氏名、不正受給金額、不正の内容等)を公表する。
 - (E) 警察への告訴・告発など必要な措置を行う。
 - イ.キャッシュレスポイント還元事業
 - (A) 何ら催告なく、取扱店舗資格を取り消す。
 - (B) プレミアム分のポイント相当額の支払い等を行わない。
 - (C) 既に支払い等を行っていた場合は、(2)の事由により不正受給として委員会が返還を求めた額に加え、当該返還を求めた額の 2 割に相当する額、不正受給の日の翌日から納付の日まで年 3 分の割合で算定した延滞金の合計額を請求する。
 - (D) 不正事案(事業所の名称、所在地、事業主氏名、代表者氏名、不正受給金額、不正の内容等)を公表する。
 - (E) 警察への告訴・告発など必要な措置を行う。
 - (F) キャッシュレス決済事業者が自己の判断で、加盟店規約及び利用規約に基づき、取扱店舗に対して、利用制限や加盟店契約の解除、関係当事者に対して、本事業の対象外とすることやサービスの利用制限・利用停止、強制退会

など、その他の必要な措置を行う。

10.その他留意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響等により、スケジュールや、急な事業内容の変更・事業の中止などがある場合は、委員会から通知する。
- (2) 地震、津波、暴風雨、洪水、戦争、暴動、内乱、反乱、革命、テロ、大規模火災、感染症、疫病、伝染病、ストライキ、ロックアウト、法令の制定・改廃その他当事者の合理的支配を超えた偶発的事象（以下「不可抗力」という。）による本要項の全部若しくは一部の履行遅滞又は履行不能については、委員会はその責を負わない。
- (3) 不可抗力の発生に伴い、事項の変更や別途事項を定める必要が発生した場合、委員会は必要に応じて事項の変更及び新たな事項を定めることができる。
- (4) 本要項に定めのない事項については、委員会が必要に応じて都度定めることができ、委員会が必要に応じて変更をすることができる。
- (5) 本要項に定める事項の変更又は新たに定めた事項はインターネットの Web サイト等への掲載、その他委員会が適切と判断する方法により取扱店舗に当該事項を通知できるものとし、当該事項を通知する。
- (6) 本事業に関する紛争に関しては、当事者と委員会により誠意をもって協議し、解決するものとする。
- (7) 本事業に関する紛争は、訴額により松山簡易裁判所又は松山地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

以上

令和6年2月7日制定